

附属書五 第六十二条に関する特定の約束に係る表

第一部 日本国の特定の約束に係る表

注釈

- 1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS/W/120）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「CPC」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

- 2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3 この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の様態は、それぞれ第五十八条(u)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5 個別のCPCの番号に付された「＊＊」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

6 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第七章の規定が適用されないもので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

I 各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この特定の約束に係る表に掲		(3) 研究及び開発に係る補助	

げるすべての分野

II 分野ごとに行う特定の約束

<p>分野</p>	<p>市場アクセスに係る制限</p>	<p>内国民待遇に係る制限</p>	<p>追加的な約束</p>
<p>1 実務サービス A 自由職業サービス (a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス (C P C 八六一)</p>	<p>(1) サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護</p>	<p>(1) 制限しない。</p>	
		<p>(4) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 金については、約束しない。</p>	

士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。

(2) 業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならぬ。

(3) 業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならぬ。

(4) 業務上の拠点が必要である。

(2) 制限しない。

(3) 制限しない。

(4) 制限しない。

<p>(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス (C P C 八六一*)</p> <p>(a) 法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。</p> <p>(i) 裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成</p> <p>(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において</p>	
<p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>る。</p>
<p>(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。</p>	
<p>(3) (a) 管轄地において効力を有し、又は有した国 際法に関する業務は、 認める。第三国の法律 に関する業務は、各事 案に関して、権限のある人（例えば、第三国 において資格を有し、 かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事 している弁護士）の書 面による助言を受ける ことを条件として認め る。日本国の法律に関 する業務は、認めな い。</p> <p>(b) 「弁護士」との共同 事業は、認める。「弁</p>	

-
- 「管轄地」という。）
の法律以外の法律に
関する法的な意見の
表明
- (iii) 公正証書の作成の
嘱託についての法的
な代理サービス
- (iv) 日本国内に所在す
る不動産に関する権
利又は工業所有権、
鉱業権その他の日本
国内の官公署への登
録により成立する権
利の得喪又は変更を
主な目的とする法律
事件についての活動
サービス提供者は、
(b) 親族関係若しくは相続
に関する法律事件で
あつてその当事者とし
-

- 護士」の雇用は、認め
る。
- (c) 事業体の名称の使用
については、制限しな
い。ただし、当該名称
に「外国法事務弁護士
事務所」という文言を
付加しなければならな
い。
- (d) 国際仲裁における代
理を認める。
-

て日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であつて当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

- (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。
- (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。
- (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。
- (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

<p>(a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス (C P C 八六一*)</p>	<p>(1) サービスは、自然人又は司法書士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二</p>	<p>(1) 制限しない。</p>	
--	--	-------------------	--

<p>(a) 「行政書士」としての資 日本国の法律により</p>			
<p>(1) サービスは、自然人又は 行政書士法人（注）が提供</p>	<p>(4) 業務上の拠点が必要であ る。</p>	<p>(3) サービスは、自然人又は 司法書士法人が提供しなけ ればならない。</p>	<p>(2) サービスは、自然人又は 司法書士法人が提供しなけ ればならない。 業務上の拠点が必要であ る。 人以上の社員によって 構成されるものをい う。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p>

格を有する行政書士が提
供する法律サービス
(C P C 八六一**)

しなければならない。

注 日本国の法律による
行政書士法人とは、日
本国の法律により「行
政書士」としての資格
を有する行政書士であ
り、かつ、行政書士法
人の業務を執行する権
利及び義務を有する二
人以上の社員によって
構成されるものをい
う。

業務上の拠点が必要であ
る。
(2) サービスは、自然人又は
行政書士法人が提供しな
ければならない。

業務上の拠点が必要であ

(2) 制限しない。

<p>(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス (C P C 八六一**)</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人(注)が提供しなければならない。 注 日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する。</p>	<p>(3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(a) 「弁理士」としての資格 日本国の法律により</p>	
<p>(1) サービスは、自然人又は 特許業務法人（注）が提供</p>	<p>する二人以上の社員に よって構成されるもの をいう。</p> <p>業務上の拠点が必要であ る。</p> <p>(2) サービスは、自然人又は 社会保険労務士法人が提供 しなければならない。</p> <p>業務上の拠点が必要であ る。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は 社会保険労務士法人が提供 しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要であ る。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

を有する弁理士が提供する法律サービス
(C P C 八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九)

しなければならない。

注 日本国の法律による

特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。

特許業務法人について

(2) 制限しない。

<p>(a) 日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス</p>	<p>(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス(C P C 八六一**)</p>	
<p>注 日本国の法律による</p> <p>(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人(注)が提供しなければならない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p> <p>(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。</p>	<p>は、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によつて構成されるものをいう。

業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならぬ。

業務上の拠点が必要である。

(2) 制限しない。

<p>(b) 会計、監査及び簿記のサービス (C P C 八六二)</p>	
<p>(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならぬ。</p> <p>注 日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義務</p>	<p>(3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

務を有する五人以上の
社員によって構成され
るものをいう。

監査法人については、業
務上の拠点が必要である。

(2) 日本国の法律により「公
認会計士」としての資格を
有する会計士又は監査法人
のみが提供することができ
るサービスは、自然人又は
監査法人が提供しなければ
ならない。

監査法人については、業
務上の拠点が必要である。

(3) 日本国の法律により「公
認会計士」としての資格を
有する会計士又は監査法人
のみが提供することができ

(2) 制限しない。

(3) 制限しない。

<p>(c) 税務サービス (C P C 八六三)</p>	
<p>(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成され</p>	<p>(4) 制限しない。 るサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

るものをいう。

(2) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。

(2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならぬ。

当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。

(3) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならぬ。

(4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。

(2) 制限しない。

(3) 制限しない。

(4) 制限しない。

<p>(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス</p> <p>(C P C 八六七二二、八六七二三、八六七二四(注)、八六七二五(注)、八六七二七(注))</p> <p>注 建築物の建築のために必要なサービス(建築後のサービスを除く。)に限る。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
---	--	---

<p>(e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス</p>	<p>(d)、(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス (C P C 八六七二) (注) (C P C 八六七二) (注) (C P C 八六七二) (注) 注 建築物の建築のために必要なサービスに限る。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない(注)。 制限しない(注)。 制限しない。 注 サービスが日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者によって提供される場合には、業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p>(e)、(g)、F(e)、F(m) 土木 相談サービス (C P C 八六七二一 (注)、八六七二四 (注)、八六七二七 (注)、八六七二九 (注) (C P C 八六七四一、 八六七四二(注) (C P C 八六七六一 (注) (C P C 八六七五一</p>	<p>(C P C 八六七二 (注) (C P C 八六七三 (注) 注 建築サービス及び 土木相談サービスを 除く。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>B 電子計算機サービス及び 関連のサービス（航空運送 のためのコンピュータ予約</p>	<p>(g) 都市計画及び景観設計 サービス (C P C 八六七四 (注)) 注 建築サービス及び 土木相談サービスを 除く。</p>	<p>(注)、八六七五二 (注) 注 土木のために必要 なサービス（建築物 のためのエンジニア リングデザイン・ サービスを除く。） に限る。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>システムのサービスを除く。)</p> <p>(C P C 八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九)</p>	<p>C 研究及び開発のサービス</p> <p>(b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス</p> <p>(C P C 八五二)</p>	<p>D 不動産に係るサービス</p> <p>(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス</p> <p>(C P C 八二一)</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス (C P C 八二二)</p>	<p>(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス (C P C 八二二)</p>	<p>(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス (C P C 八二二)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

E 運転者を伴わない賃貸サービス	(a) 船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス	(C P C 八三一〇三)	注 日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならぬ。	(b) (a) 日本国民 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の上	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。
					(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 内航船舶貸渡業については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）により、事前の届出が必要である。	(4) 制限しない。

<p>F その他の実務サービス</p>	<p>(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス (C P C 八三一〇六一八 三一〇九) (C P C 八三二二)</p>	<p>(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス (C P C 八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五)</p>	<p>が日本国籍を有するもの</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>(d) 経営相談に関連するサービス (C P C 八六六〇一、八六六〇九)</p>	<p>(c) 経営相談サービス (C P C 八六五)</p>	<p>(b) 市場調査及び世論調査のサービス (C P C 八六四)</p>	<p>(a) 広告サービス (C P C 八七一)</p>
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>			
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>			

<p>(e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス （C P C 八六七六三*）</p> <p>(a) 特定計量器の定期検査のサービス</p> <p>(b) 特定計量器の検定のサービス</p> <p>(c) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）</p> <p>(d) 計量証明に使用する特定計量器の検査の</p>	<p>(e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス（計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。） （C P C 八六七六*）</p>
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）</p> <p>(a) 港湾運送サービス</p> <p>(b) 建設工事</p> <p>(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在</p>	<p>サービス</p> <p>(e) 特定計量証明事業者に対する認定</p> <p>(f) 計量器の校正等のサービス</p>
	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内において（注）人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。）</p> <p>注 労働者については、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。</p>	<p>定めていない。） （C P C 八七二〇一、八七二〇二）</p>
	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束手しない。* (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>(1) 制限しない。 (2) 約束手しない。* (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>(m) 科学及び技術に関する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービス）</p>	<p>(1) 調査サービス (C P C 八七三〇一)</p>	<p>(a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 警備 (d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務） (C P C 八七二〇三、八七二〇九)</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	

<p>スを除く。) (C P C 八六七五一、八六七五二)</p>	<p>(m) 日本国内の土地の測量サービス (C P C 八六七五三、八六七五四)</p>
<p>(1) 基本測量(注1)又は公共測量(注2)の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 基本測量(注1)又は公共測量(注2)の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>注1 「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。</p> <p>注2 「公共測量」とは、基本測量以外の</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	

(4) 測量成果を使用することな	(3) 制限しない。	(2) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局部的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。
------------------	------------	--

測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を日本国政府又は日本国の他の公共団体が負担し、又は補助し実施するものをいう。

(4) 制限しない。	(3) 制限しない。	(2) 制限しない。
------------	------------	------------

<p>(o) 建築物の清掃サービス (C P C 八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、</p>	<p>(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理 (C P C 六三三、八八六一一八八六六)</p>	<p>(m) 日本国外の土地の測量サービス (C P C 八六七五三、八六七五四)</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 * 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>く実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 * 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	

<p>(s) 会議サービス (C P C 八七九〇九)</p>	<p>(r) 印刷及び出版のサービ ス (C P C 八八四四二)</p>	<p>(q) こん包サービス (C P C 八七六)</p>	<p>(p) 写真サービス (C P C 八七五)</p>	<p>八七四〇九)</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>(t) 郵便物の発送のサービス (C P C 八七九〇六)</p>	<p>(t) 翻訳及び通訳のサービス (C P C 八七九〇五)</p>	<p>(t) 複写のサービス (C P C 八七九〇四)</p>	<p>(t) 電話応答のサービス (C P C 八七九〇三)</p>	
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>2 通信サービス</p> <p>A/B 郵便又はクーリエ・サービス(注)</p> <p>注 郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書(印刷物、小包、物品その他の品目を含む。)の送達以外の郵便又はクーリエ・サービス</p>	<p>(t) 専門デザイン・サービス (C P C 八七九〇七)</p>	
	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4)</p> <p>制限しない。</p>
	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4)</p> <p>制限しない。</p>

ビスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。（「11 運送サービス」参照）

特定信書便事業によって提供される信書の送達サービスの

特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達サービスの提供する事業をいう。

(a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は

-
- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| (4) | (3) | (2) | (1) |
| 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 |

-
- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| (4) | (3) | (2) | (1) |
| 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 | 制限しない。 |
-

<p>C 電気通信サービス</p> <p>基本電気通信サービス</p> <p>(a) 音声電話サービス (C P C 七五二一)</p> <p>(b) パケット交換データ伝送サービス (C P C 七五二三*)</p> <p>(c) 回線交換データ伝送サービス (C P C 七五二三*)</p>	<p>その重量が四キログラムを超える信書便物</p> <p>(b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物</p> <p>(c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物</p>
<p>(3) (2) (1)</p> <p>(注) 日本電信電話株式会社への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならぬ。</p> <p>注 日本電信電話株式会社は、その地域会社の</p>	
<p>(3) (2) (1)</p> <p>日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。</p>	
<p>日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。</p>	

<p>(d) テレックス・サービス (C P C 七五二三***) (f) ファクシミリ・サービス ス (C P C 七五二一***)、 七五二九***) (g) 専用回線サービス (C P C 七五二二***)、 七五二三***) (o) その他</p>	<p>(4) 発行済株式の総数を保有していなければならない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>	<p>追加的な約束 適用範囲 この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。 定義 この追加的な約束において、 (a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。 (b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及び</p>
--	---	-------------------	--

-
- データ伝送を含む。
- (c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。
- (d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。
- (i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。
- (ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。
- (e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。
- (i) 不可欠な設備の管理
- (ii) 当該市場における自己の地位の利用
- (f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。
- (g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者以外の電気通信事業者をいう。
- 1 競争条件の確保のためのセーフガード
- 1.1 電気通信における反競争的行為の防止
- 単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。
- 1.2 セーフガード
- 1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。
-

2

相互接続

2.1 確保すべき相互接続

- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。
- (b) 電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。
- (c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。
- (d) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者その他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

2.2 主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

- (a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

- (b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払を必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。
-

注 「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2.3 コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4 認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める競争条件の確保のためのセーフガードの原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手續又は手順

(b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

-
- (c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であつて、明確に定められ、及び妥当なもの
- (d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間
- 2.5 2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。
- 2.6 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性
- 2.7 主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。
- 相互接続に関する取決めの透明性
- 2.8 主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。
- 相互接続に関する紛争解決
- 主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、日本国における独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。
- (a) 随時
- (b) 公に周知された合理的な期間の経過後
- ユニバーサル・サービス
- 3 日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。
- 4 免許基準の公の利用可能性
- (a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。
-

<p>(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社 (注) への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならぬ。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。</p>	
<p>付加価値サービス (h) 電子メール・サービス (C P C 七五二三*) (i) ボイスメール・サービス (C P C 七五二三*)</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。</p>	
<p>6 希少な資源の分配及び利用 希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない状態で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとするは、要求されない。</p>	<p>5 独立の規制機関 (b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p>	<p>5 独立の規制機関 (b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p>	<p>5 独立の規制機関 (b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p>
<p>5 独立の規制機関 (b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p>	<p>5 独立の規制機関 (b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p>	<p>5 独立の規制機関 (b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p>	<p>5 独立の規制機関 (b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。</p>

<p>D 音響・映像サービス</p>	<p>サービス (C P C 七五二三*) (k) 電子データ交換 (E D I) サービス (C P C 七五二三*) (1) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリサービス (蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。)</p> <p>(m) (C P C 七五二三*) コード及びプロトコルの交換サービス</p> <p>(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス (取引の処理を含む。) (C P C 八四三*) (o) その他</p>
	<p>(4) 社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。 制限しない。</p>
	<p>(4) 制限しない。</p>

<p>3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス</p> <p>A 建築物に係る総合建設工事</p> <p>(CPC五二二)</p>	<p>(e) 録音サービス</p>	<p>(b) 映画の映写サービス</p> <p>(CPC九六一二)</p>	<p>(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス</p> <p>(CPC九六一一)</p>
	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>
	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>

<p>4 流通サービス</p> <p>A 問屋サービス</p> <p>(CPC六二一、六一一一、六一一三〇、六一二二〇)</p>	<p>B 土木に係る総合建設工事 (CPC五一三)</p> <p>C 設置及び組立工事 (CPC五一四、五一六)</p> <p>D 建築物の仕上工事 (CPC五一七)</p> <p>E その他 (CPC五一一、五一五、五一八)</p> <p>(a) これらのサービスで鉱業に関連しないもの</p>
	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>(b) 連するもの 石油及び石油製品に関</p>	<p>府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の間屋及び卸売のサービスのために設置される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	
<p>(3) (2) (1) により、事前の届出が必要 外国為替及び外国貿易法 制限しない。 制限しない。</p>	

<p>(d) 公共卸売市場において提供されるもの</p>	
<p>中央公共卸売市場におけるサービスは、日本の法律により設立された法人が卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）に従って提供しなければならない。</p> <p>(4) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 である。</p> <p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p>

<p>5 教育サービス</p> <p>A 初等教育サービスであつて学校教育として提供されるもの（注1）（注2） （C P C 九二二一〇**、九二一九）</p> <p>注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。</p> <p>「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短</p>	
<p>(4) 約束しない。</p>	<p>るサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法に従って提供しなければならない。</p>
<p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならない。 注 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。</p>
<p>(4) 約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。</p>

<p>B て中等教育サービスであつて学校教育として提供されるもの（注1）（注2）</p>	<p>注2 いかなる提供の様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。</p> <p>期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。</p>
<p>(3) (2) (1) 学校 教育 機関は、 学校法</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 制 限 し な い。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。</p>

(C P C 九二二一、九二二二、九二二三)

注1 日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。

「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注2 いかなる提供の様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づ

(4) 人が設置しなければならない。
約束しない。

(4) 約束しない。

<p> C 高等教育サービス（注 1）（注2） （C P C 九二三一、九二三 九） 注1 日本国において学 校教育として提供さ れるこれらの教育 サービスは、学校教 育機関が提供する。 「学校教育機関」と は、小学校、中学 校、中等教育学校、 </p>	<p> く学校教育機関、専 修学校及び各種学校 における単位、学位 その他の資格証明の 承認について適用さ れるものと解しては ならない。 </p>
<p> (4) 制限しない。 (3) 人が設置しなければなら ない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。 </p>	
<p> (4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。 </p>	

<p>D 1) 成人教育サービス（注2）</p>	<p>高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。</p> <p>注2 いかなる提供の様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	

E (C P C 九二四)
その他の教育サービス

(注1) (注2)

(C P C 九二九)

注1 いかなる提供の態

様による市場アクセ

ス及び内国民待遇に

係る特定の約束も、

日本国の法律に基づ

く学校教育機関、専

修学校及び各種学校

における単位、学位

その他の資格証明の

承認について適用さ

れるものと解しては

ならない。

注2 学校教育機関は、

学校教育を提供する

とともに、学校教育

以外の教育サービス

(4) (3)
制限しない。
制限しない。

(4) (3)
制限しない。
制限しない。

<p>B 廃棄物処理サービス</p>	<p>6 環境サービス A 汚水サービス (C P C 九四〇一)</p>	<p>を提供することが きる。専修学校及び 各種学校は、学校教 育以外の教育サービ スのみを提供する。 学校教育機関は、学 校法人が設置しなけ ればならない。専修 学校及び各種学校 は、学校法人が設置 することを求められ る場合がある。</p>
<p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	
<p>(1) 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	

<p>D その他</p> <p>排気ガス処理サービス (C P C 九四〇四)</p> <p>騒音除去サービス (C P C 九四〇五)</p> <p>自然及び景観の保護 サービス (C P C 九四〇六)</p> <p>その他の環境保護サ ービス (C P C 九四〇九)</p>	<p>C 衛生サービス及びこれに 類似するサービス (C P C 九四〇三)</p>	<p>(C P C 九四〇二)</p>
<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2)</p> <p>制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2) (1)</p> <p>制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *</p>	<p>(4) (3) (2)</p> <p>制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p style="text-align: center;">A 保険及び保険関連のサー ビス</p>	<p style="text-align: center;">第五十八条(u)及び(ii)に規 定するサービスの提供に関し て市場アクセスに係る制限の 欄に記載する特定の約束につ いては、それぞれ、了解のB 3及び4の規定に基づきこの</p>		<p style="text-align: center;">7 金融サービス</p> <p>この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS/SC/四六／補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。</p> <p>日本国は、第七章、附属書四及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。</p> <p>日本国は、附属書四第二節1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。</p> <p>金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくベトナム国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第五十八条(u)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。</p>
---	---	--	--

分野において第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書四の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。

(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶

日本国において保険仲介

(1) 制限しない。

サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。

(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶

日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。

(3) 制限しない(注)。

注 保険仲介サービス

(2) 制限しない。

(3) 制限しない。

<p>B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）</p>	
<p>第五十八条(u)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書四の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。</p>	<p>(4) 約束しない。 は、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p>
	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>9 観光サービス及び旅行に 連するサービス</p>	<p>8 健康に関連するサービス及 び社会事業サービス A 病院サービス (C P C 九三一一)</p>	
	<p>(4) 約 束 し な い。 (3) 外 国 資 本 の 参 加 に 関 し 制 限 が な い こ と を 除 く ほ か、 約 束 し な い。 (2) 制 限 し な い。 (1) 約 束 し な い。 *</p>	<p>(1) 投 資 一 任 契 約 に 係 る サ ー ビ ス に つ い て は、 業 務 上 の 拠 点 が 必 要 で あ る。 (2) 制 限 し な い。 (3) 制 限 し な い。 (4) 約 束 し な い。</p>
	<p>(4) 約 束 し な い。 (3) 外 国 資 本 の 参 加 に 関 し 制 限 が な い こ と を 除 く ほ か、 約 束 し な い。 (2) 制 限 し な い。 (1) 約 束 し な い。 *</p>	<p>(1) 制 限 し な い。 (2) 制 限 し な い。 (3) 預 金 保 険 制 度 は、 外 国 銀 行 の 支 店 が 扱 う 預 金 を 対 象 と し な い。 (4) 約 束 し な い。</p>

C 観光客の案内サービス	B 旅行業サービス (C P C 七四七一)	仕出しサービス (C P C 六四二三)	A ホテル及び飲食店のサービス ホテル及び飲食店のサービス(仕出しサービスを除く。) (C P C 六四一―六四三。ただし、六四二三を除く。)
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *

<p>C 図書館、記録保管所及び 博物館のサービスその他の 文化サービス 図書館及び記録保管所</p>	<p>B 通信社サービス (C P C 九六二)</p>	<p>10 娯楽、文化及びスポーツの サービス A 興行サービス(演劇、生 演奏及びサーカスのサービ スを含む。) (C P C 九六一九)</p>	<p>(C P C 七四七二)</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>

<p>11 運送サービス</p> <p>A 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。）</p> <p>(a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）</p> <p>（C P C 七二一一、七二</p>	<p>D スポーツその他の娯楽のサービス</p> <p>スポーツに係るサービス</p> <p>（C P C 九六四一）</p> <p>遊園地及び海水浴場のサービス</p> <p>（C P C 九六四九一）</p>	<p>のサービス</p> <p>（C P C 九六三一一、九六三一二）</p>
<p>(b) ばら積み貨物の運送そ</p> <p>(1) (a) 定期船貨物の運送について、制限しない（注）。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>
<p>(b) ばら積み貨物の運送そ</p> <p>(1) (a) 定期船貨物の運送について、制限しない（注）。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>
<p>次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。</p>		

他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。

注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業

他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。

注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業

- (a) 水先サービス
- (b) 押し船及び引き船のサービス
- (c) 食料供給、給油及び給水のサービス
- (d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス
- (e) ポートキャプテン・サービス
- (f) 航行補助サービス
- (g) 陸岸において行うサービスであつて、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）
- (h) 応急の修理サービス
- (i) びよう泊及び係留のサービス

者に対して、一定の
期間、次の事項を制
限し、又は禁止する
ことができる。

(a) 日本国内の港へ
の入港

(b) 日本国内の港に
おける貨物の積込
み又は取卸し

(2) 制限しない。

(3) (a) 日本国の船籍を有する
船舶の運航を目的とする
登録会社の設立について
は、制限しない。ただ
し、船舶について日本国
の船籍を取得するには、
国籍要件（注）を満たす
必要がある。

注 この分野において
「国籍要件」とは、

者に対して、一定の
期間、次の事項を制
限し、又は禁止する
ことができる。

(a) 日本国内の港へ
の入港

(b) 日本国内の港に
おける貨物の積込
み又は取卸し

(2) 制限しない。

(3) (a) 日本国の船籍を有する
船舶の運航を目的とする
登録会社の設立について
は、制限しない。ただ
し、船舶について日本国
の船籍を取得するには、
国籍要件（注）を満たす
必要がある。

注 この分野において
「国籍要件」とは、

船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをい

う。

(a) 日本国民

(b) 日本国の法律によつて設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員が日本国籍を有するもの

(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈 1 に定義

船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをい

う。

(a) 日本国民

(b) 日本国の法律によつて設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員が日本国籍を有するもの

(b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈 1 に定義

<p style="text-align: center;">A 海上運送サービス（補助 的なサービスに限る。） (d) 船舶の保守及び修理 (C P C 八八六八*)</p>	
<p>(3) の製造又は修理に利用する (2) 一定の規模を超える船舶 (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) するものについては、 (a) 制限しない。 船員については、日本 国の法人により雇用され た外国人は、関連の通達 に掲げる船員を除くほ か、日本国の船籍を有す る船舶において働くこと はできない。 (b) (3)に規定する業務上 の拠点との関連で雇用さ れている幹部について は、制限しない。</p>
<p>(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) するものについては、 (a) 制限しない。 船員については、日本 国の法人により雇用され た外国人は、関連の通達 に掲げる船員を除くほ か、日本国の船籍を有す る船舶において働くこと はできない。 (b) (3)に規定する業務上 の拠点との関連で雇用さ れている幹部について は、制限しない。</p>

<p>(海上運送サービス(補 海上貨物取扱サービス</p>	<p>(f) 引揚げその他の救助 サービス、給水サービ ス、給油サービス及びご み収集サービス (C P C 七四五四、七四 五九)</p>	<p>(e) 押し船及び引き船の サービス (C P C 七二二四)</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) このできるだけドック又は船 台の設置又は拡張は、経済 上の需要を考慮しなければ ならない。 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 * 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p>

助的なサービスを含む。)の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの)

(3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる

(注)。

注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。

(4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる

(注)。

注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。

(3) 制限しない。

(4) 制限しない。

<p>コンテナ・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。</p> <p>(注)。</p> <p>注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。</p> <p>(4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。</p> <p>(注)。</p> <p>注 公有地を使用する場合には、公共施設の使</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

<p>海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）</p>	<p>海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）</p>	
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 事業の許可又は政府による。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	<p>用許可又は免許の手続を適用することができる。</p>
<p>(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 事業の許可又は政府による。</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>	

	<p>る登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p>
<p>る登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p> <p>(4) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。</p>	

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1 「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。

注2 「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができるような条件をいう。

定義

1

「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、ベトナムの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるような業務上の拠点をいう。ただし、このことは、第五十八条(u)(i)に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

(a) 顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。

(b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第八章に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2

「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団

が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。)をいう。海上貨物取扱サービスには、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し
(b) 貨物の固縛又は固縛の解除

(c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3 「コンテナ・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナを保管する活動をいう。

4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを購入し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B 内陸水路における運送サービス

<p>(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (C P C 七四五四、七四</p>	<p>(e) 押し船及び引き船のサービス (C P C 七二三四)</p>	<p>(d) 船舶の保守及び修理 (C P C 八八六八*)</p>
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならぬ。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>

<p>(e) 第五十八条(c)に定義するコンピュータ予約システムのサービス</p>	<p>(e) 第五十八条(t)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング</p>	<p>C 航空運送サービス (d) 第五十八条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス</p>	<p>五九)</p>
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	

<p style="text-align: center;">(d) 鉄道運送機器に関する 運転者を伴う賃貸</p>	<p style="text-align: center;">E 鉄道運送サービス (d) 鉄道運送機器の保守及 び修理のサービス (C P C 八八六八**)</p>	
<p style="text-align: center;">F 道路運送サービス (b) 貨物運送 (C P C 七一三三)</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(4) サービス提供者の数、 て制限することができる。 かつ無差別の原則に基づい</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数、 サービスの産出量は、暫定的な</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>

<p>G パイプライン輸送 (b) 燃料以外の物品の輸送 サービス (C P C 七一三九)</p>	<p>(d) 道路運送機器の保守及 び修理のサービス (C P C 六一二、八八 六七)</p>	
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 業務上の拠点が必要であ る。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	<p>サービス事業の数又はサー ビスの産出量は、暫定的な かつ無差別の原則に基づい て制限することができる。 業務上の拠点が必要であ る。</p>
<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。 *</p>	

(ベトナムの特定の約束に係る表は省略)

<p>(d) 通関業サービス（日本の税関に関連するもの）</p>	<p>H すべての形態の運送の補助的なサービス (b) 倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。） (C P C 七四二)</p>
<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。</p>